

平成28年度第1回弘前市たばこの健康被害防止対策協議会会議録	
日 時	平成28年5月13日（金）午後1時～3時
開 催 場 所	弘前地区消防事務組合消防本部3階「大会議室」
出 席 委 員	中路重之委員（会長）、工藤武重委員（会長職務代理者）、中畑範彦委員、鳴海晃委員、前田淳彦委員、上谷眞一委員、木村清榮委員、今与視博委員、福士圭介委員、佐藤修一委員、對馬由美子委員〔11名〕
欠 席 委 員	山中朋子委員〔1名〕
市側出席者	竹内健康福祉部長、一戸健康づくり推進課長、工藤参事、工藤課長補佐、今課長補佐、山内主幹、佐々木総括主査、澤居総括主査、鳴海総括主査、田村保健師〔10名〕
関 係 機 関 出 席 者	中南地域県民局地域健康福祉部保健総室健康増進課 三上のり子課長
開 催 形 態	公開（傍聴者6名）
次 第	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>（1）弘前市たばこの健康被害防止対策の指針（案）（会長修正案）について ※委員からの提供資料説明</p> <p>（2）その他</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>
主 な 内 容	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>（1）弘前市たばこの健康被害防止対策の指針（案）（会長修正案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢（会長修正案）の概要について：会長説明 ➢（会長修正案）の詳細について：事務局説明 <p>（中路議長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議の前に、事前に情報共有、補足のために提供いただいた資料について、説明があればご説明願いたい。 <p>（今委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我々3団体（青森県遊技業協同組合中弘南黒支部、弘前料理飲食業組合、弘前市旅館ホテル組合）の要望としては、「速やかに敷地内禁煙または建物内禁煙に移行することが望まれる」を削除してほしい。ステッカーの件では、（指針に）追加してもらいたい。 <p>（福士委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3団体が集まり意見をまとめた。弘前市は小京都といわれるが、京都市が先進的に（喫煙環境）ステッカーを100%実施している。私たちもこのような形でやっていきたい。ステッカーについて（指針に）載せてもらったのはよかった。できれば、「速やかに」以降をすべて外していただき、まずは段階的に分煙をきちんとやっていきたい。

(鳴海委員)

- ・私からは法的な資料で、趣旨は、受動喫煙防止対策は、お客だけではなく、従業員の健康を守ることにも焦点をあててほしい。受動喫煙防止対策も企業の安全配慮義務に該当するので、従業員から損害賠償を請求される可能性がある。実際、訴訟（700万の和解金あり）等が起きている。指針案にもあるように完全分煙はないため、喫煙室を作っただけでは十分な対策にならない。「速やかに」ではなく「早急に」すすめてほしい。

<山中委員提供資料説明>

- 若者健康度意識調査（平成27年11月実施）結果報告（中南地域県民局三上課長説明）

(中路議長)

- ・若者の喫煙率（男26.9%、女14.3%）は、本当はもう少し高いのでは。恐らく喫煙者で答えていない人がいる。（喫煙率は）おそらくもう少し高い。県外と県内で比較できるデータがあるといい。

(今委員)

- ・飲食店が一番受動喫煙を感じるとあるが、それを防ぐためのステッカーで、お客が事前に確認できるよう我々は努力している。これが一番有効と考えている。

(中路議長)

- ・飲みに行く時は仕方なくついていかざるを得ない場面もある。会長修正案については、先ほど事務局から説明があったように、色々我々も考えて作った。皆さんに、そこは理解してほしい。それでもまだ十分ではないと思うので、虚心坦懐に意見がほしい。

(今委員)

- ・3団体の要望として「速やかに敷地内禁煙または建物内禁煙に移行することが望まれる」を削除してほしい。会長修正案の26ページ。ここが、飲食から始まり社会福祉施設、それから集会所、その他諸々で「速やかに」を削除したが、その後の「敷地内禁煙または建物内禁煙に移行することが望まれます」の文章はいらない。「段階的に…」だけでいいと思う。

(中路議長)

- ・段階的とは、どこに書いているのか。

(今委員)

- ・書いていない。書いていないが、追加してほしい。

(中路議長)

- ・簡単に言えば、後の（文章）をとってほしいということか。

(今委員)

- ・はい。

(中路議長)

- ・最後の望まれるというのは、かなり弱い表現と思う。これは皆さんとの合意が必要なので、皆さんの意見を聞きたい。私は、望まれるという表現は十分受け

入れ可能と思う。

(中畑委員)

- ・私も議長と同じ意見。「速やかに」を取っただけでも十分なのに、「敷地内禁煙または建物内禁煙に移行することが望まれる」は、かなりゆるい表現と思う。

(今委員)

- ・それは、いつからかと聞かれたら、我々はどう答えたらいいのか。

(中路議長)

- ・これは法律ではないから。

(今委員)

- ・法律ではないが、我々は組合員に説明しないとイケない。

(木村委員)

- ・「速やかに」をとったことには大変意義があると思う。本来なら、いつまでやってほしいという文言を入れた方が良くと思うが、今委員、福士委員、上谷委員の意見を聞き、事業所として苦労していることはわかった。だが、「速やかに」を取り、いつまでにやるということがないのであれば、それに向かい努力をするのでよいのではないか。平成15年に健康増進法ができたが、平成27年度の市の調査で、事業所が行っている受動喫煙防止対策（分煙、建物内禁煙、敷地内禁煙）は、約60%が取組み、33.5%は特にやっていないというデータが出ている。もうひとつは、健康増進法に基づく受動喫煙防止対策の努力義務の認知度は、「知らなかった」が27%で、法律から10年以上たってもまだ知らないという状態をすごく残念に思う。弘前市でこのような健康の問題を協議している中で、本当ならいつまでにするか示してほしいと思う。中路会長が「速やかに」を取って進めようという見解のため、それに賛成したい。

(中路議長)

- ・立場や見解の違いもあると思うが、ひと通り皆さんのご意見を伺いたい。

(鳴海委員)

- ・私も敷地内禁煙、建物内禁煙の文章は残すべきだと思う。世界的な流れでも「世界保健機関たばこ枠組条約」では既にやっていないとダメなレベルにある。みんな知らないか、無視しているだけではないか。それをやるだけなのに、ここでまごまごしてる暇はない。その間に何人もの方が肺がんで亡くなっている。もっと速やかにやってほしい。ただ、商売の方の実情を考えると、すぐにやるというのは現実的ではないとも思う。「速やかに」のみを削除して。本来なら、すぐやるというのが法的には必要と考えている。

(前田委員)

- ・24ページでは、(2)施設等における受動喫煙防止の目指す姿で、最終的なところを言っていると思う。それは何年かかっても何十年かかってもそこに到達しようではないかということ。だから、最終的には「敷地内禁煙または建物内禁煙が望まれます」という姿勢がここで感じられ、私はこれでいいと思う。

(工藤委員)

- ・こういう文章を作るとなれば、足して2で割ったり3で割ったりすることが多

いが、「速やかに」を取って玉虫色に収めようとしているのに、組合員から一体どうなんだと具体的な数値を聞かれた時には、ここの場の雰囲気をよく伝えてくれば良いと思う。「速やかに」を取って、玉虫色にするのは構わないが、本当はもっと早くやってほしい。幼気な子ども達にたばこの煙を吸わせないためにも、そういうことを考えるのがこの委員会。「速やかに」をとるだけでいいと思う。各団体に自分達がどういう風にしたかというのを、この「速やかに」に斜線を引いたのは、私の手柄ですというように持っていくぐらいでもいいのではないか。

(中路議長)

- ・兵庫県、神奈川県は条例があり、もちろん法的な拘束力があって、罰則もある。ガイドラインにはそれが何もない。弘前のガイドラインには意味があって、全体が同じ方向に向かっていくためには何らかの指針がないといけない。ただ頑張ろうだけでは恐らく実態のない運動になってしまう。全てを結集してやろうというのが、弘前のガイドラインの一番良いところと思う。この喫煙率の高い青森県で、指針を作ることに意味があると思うし、今委員達の立場からすれば、確かにいつまでと組合の人から言われることがあると思う。そこは、説明をして乗り切るしかないと思う。ガイドラインは、目指すべき姿。何もないままに、たばこのことを言っても一切広がらない、言うことを聞いてくれないと思う。指針に対する熱い気持ちが必要。

(佐藤委員)

- ・今日で4回目の協議会、世界と日本の流れ、色々な考え方などを学んだ。(指針は)速やかにという文言、ステッカー、店内表示の関係等について話があったがこれでいいと思う。今委員、福士委員、上谷委員の対場を考えた時に、それで生活しているため、(指針後)売上が落ちないとは言えないと思う。一般市民としては(指針は)これでいいと思う。ただ、今委員、福士委員、上谷委員達業界の考えは、私と全然違う。その辺の話し合いもこれからあるかと思うが、私はこれでいいと思う。

(對馬委員)

- ・今の子ども達は喫煙に対する教育が行き届き、健康意識がすごく高くなっていると感じる。私の子どもは高校生で、進路の相談とか将来的な話をすると、「この短命県の青森にはいたくない」と、親としてはショックな返事が返ってきた。そうやって若者がどんどん他県などへ流出すると、青森県にとっては経済的な損失が大きくなると思う。健康意識が高い子ども達が大きくなると、受動喫煙防止対策に取り組む施設などを積極的に利用するようになると期待している。指針については、3団体には少し痛みを伴ってもらい、「速やかに」を外して取り組んでほしい。

(中路議長)

- ・ひと通り意見を聞いたが、佐藤委員の意見をもう一度お願いしたい。

(佐藤委員)

- ・将来的には全面禁煙の期限については、あくまでも指針なので、10年後であろ

うが15年後であろうが、5年後であろうが、それはそれでいいと思う。たぶんそうになっていくと思う。一般市民としては、別に反対することはない。ただし、たばこに関係して生活している方のことを考慮したら、どうかなど。私としては何も言えないような立場がある。

(中路議長)

- ・皆さんは委員として責任を持って、出てきているので、決めるところは決めなくてはいけない。虚心坦懐といった意味は、各委員の意見を混ぜていって、みんなの合意で決めていきたいということ。

(上谷委員)

- ・「速やかに」以降の文章は、民間施設に対してだけは入れてほしくない。そこだけ。私は組合の総意で来ている。分類の仕方、例えば大学や社会福祉施設がどうしてパチンコ店や娯楽施設と同じレベルなのかという意見があった。

(中路議長)

- ・上谷委員自身の意見はどうか。

(上谷委員)

- ・私は業界を代表して、その通りだと思っている。最後の一文だけ抜くことをお願いしたい。私達3団体が一番危惧しているのはそこだけ。

(中路議長)

- ・「速やかに敷地内禁煙または建物内禁煙に移行することが望まれます」を取ると、「ただし、敷地内禁煙または建物内禁煙が極めて困難な場合は、段階的な措置として、喫煙可能区域を設定するなど、施設の利用形態に応じた受動喫煙防止対策を講じることが望まれます」という事になる。つまり、段階的な措置として、分煙とか、喫煙可能区域を設定するなどの、施設に応じた対策が望まれますよということになる。

(前田委員)

- ・ここは、目指す姿の内容で「講じることとする」のところは、もっと後の28ページ(3)各主体による受動喫煙防止への取り組み、29ページの「飲食店」の方に該当するように思うが、違うのか。

(工藤委員)

- ・確認したい。事前に(事務局が)持ち回りのとき、「速やかに」だけが問題になったのか。「速やかに」が取れ、次また下段を取ってくれと言うのは、蒸し返しなのか。

(中路議長)

- ・全部取ってほしいというのは最初からの話で、こちらは「速やかに」を取った。

(工藤委員)

- ・この文章の「移行する」も取ってほしいのか。

(今委員)

- ・どこか。

(工藤委員)

- ・「速やかに移行する」ことが嫌なのか。

(今委員)

- ・そうである。

(工藤委員)

- ・「速やかに」は取ったが、それ以降の文章「・・・移行することが望まれます」が嫌なのか。「時間的な経過と具体的な問題」を「時間的な経過」だけでは満足できないのか。

(今委員)

- ・満足できないというか…。

(中路議長)

- ・「移行する」と書くとどういうイメージになるのか。要するに、いつまでみたいなことを皆から言われるということ、簡単に言えば。

(今委員)

- ・私たちはその部分（を削除する）だけでいい。そこだけ。あとは全部もうOKと考えている。

(中路議長)

- ・これは多数決で決める問題ではないので、話し合いで決めたいと思っている。今の考えで妥協できないことはないと思っている。例えば私の考えでは、「ただし、敷地内禁煙または建物内禁煙が極めて困難な場合は、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じ、適切な受動喫煙防止対策を講じるものとし、将来的には敷地内禁煙または建物内禁煙を目指すことが求められます」という感じではどうか。

(今委員)

- ・そういう感じなら。

(中路議長)

- ・ガイドラインを作って皆の力を合わせないと意味がない。

(工藤委員)

- ・かえって具体性において大変では。今のままの方がいいのでは。

(中路議長)

- ・それはもう、認めてもらう言葉ということで。

(中畑委員)

- ・会長修正案の 34 ページ、青い表のところに目標が書かれていて、下から3行目、「受動喫煙の無い職場の実現（平成 32 年）」とあり、国もそういうつもりでいるので、ある程度これに向かってという姿が必要と思う。

(中路議長)

- ・僕もそれでいいと思う。ただ、国の目標は厳しい。健診受診率を今より2倍とか、子どもの喫煙率をゼロにとか。ここで、10分程休憩いただき、その後私から皆さんに修正案を出したい。他に何か意見は。

(木村委員)

- ・受動喫煙で施設提供者が困惑する形で協議がされているが、喫煙者自身に対するペナルティ的なものがない。事業主が敷地内禁煙・建物内禁煙になるよう頑

張っても、喫煙者がいれば、それは適わない。喫煙者本人に対するペナルティ的なものを付け加えてもいいのではと思う。

(中路議長)

- ・たばこは、厚生労働省が禁煙しろと言いながら外務省が売っている。この矛盾の中で我々は、防波堤で波を削るようなものを作ろうとしている。イギリスやアメリカのように個人主義が発達している国でも、10数%の人がたばこを吸っている。あれだけ禁煙活動をヒステリックにやってきた国でも、まだ約1割の人が吸っている。文化的なものは、法律的な罰則ということではなかなか難しいのが現状で、一番いいのは売らないことだと思う。しかし、歴史があり、なかなか難しい。これだけたばこが体に悪いということで、(国が)もう少し思い切った対応を取ってほしいが、喫煙者は取り締まれないし、それを商売にしている人はなかなか大変。そこで、発想を変えて罰則とか条例とかではなく、市全体でやることを示すガイドラインを作り、具体的に何をやるのかを議論していくことが必要。ガイドラインを作った終わりでは、今日の議論は何もない。

(福士委員)

- ・禁煙を目指す施設が、民間中心の宿泊・娯楽・商店と、公共性の強い公共交通機関や駅、集会所等と一緒にいるので、ここが難しい。もし、ここが分かれるのであれば、駅やターミナルは「速やかに…禁煙に移行することが望まれる」でいいと思う。商店・宿泊施設・娯楽施設が分かれて、そこは「速やかに」以降は取ってほしい。それ以外のところは「速やかに」を付けて「移行することが望まれる」とするのが本当の姿と思う。

(中路議長)

- ・公共施設はやらなくてはいけない部分。できれば、3団体との妥協点を見つけ、「速やかに」をとって、この区分に入れたいというのが我々の考え。市役所は(対策を推進するべき施設のため)問題外だが、他もやらなくてはいけない。10分程休憩をとり、また案を提案する。

※休憩

<会長再修正案提示>

※事務局より会長再修正案記載書面配付

(中路会長)

- ・今、(再)修正案を示させていただいた。ひとつは、厚生労働省健康づくり推進課局長通知というものがあって、平成22年2月の。

3 今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性

今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。一方で、全面禁煙が極めて困難な場合等においては、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進めることとする。

4 受動喫煙防止措置の具体的方法

2) 全面禁煙が極めて困難である施設・区域における受動喫煙防止対策として、全面禁煙が極めて困難である場合には、施設管理者に対して、当面の間、喫煙可能区域を設定する等の受動喫煙防止対策を求めることとし、将来的には全面禁煙を目指すことを求める。

というのがあります。それで私の（再）修正案は、

「ただし、敷地内禁煙、または建物内禁煙が極めて困難な場合は、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じ、適切な受動喫煙防止対策を講じるものとし、将来的には敷地内禁煙、または建物内禁煙を目指すことが求められます。」

ということですが、これが認められれば、指針の一番最後（30 ページ）の「実現に向けた取り組み」の「仕組みを構築して」を「取り組みを進めていきます」と、もう少し具体的に書いた方がいいと思う。これが現時点の修正案。皆さんには自由に意見を言っていただきたい。

（鳴海委員）

- ・修正案の反映箇所は。

（中路議長）

- ・事務局、どこですか。

（事務局）

- まず、24 ページの表の下の※1の関連する記述と、26 ページの「全面禁煙を目指す施設」の中の「職場」、「飲食店」、「社会福祉施設」のところ、27 ページ上段「集会所、劇場等」のただし書の下3行。

（中路議長）

- ・いくつか反映されるところがあるが、24 ページが一番大きいかもしれない。何度も話すが、ガイドラインは一つの方向性を示すもので、具体的にいつからいつまでとか、そういったことはないと考えてほしい。これは法律でも規制がある訳でもない。

（鳴海委員）

- ・修正案は非常によくまとまっているが、24 ページの表の「大学等」から「公共交通機関等」までが全てこれになってしまうと、あまりにも緩い目標になってしまうような気がする。先ほど今委員が話したように、駅ターミナルや大学は別にして、「速やかに敷地内禁煙、建物内禁煙にする」というのがよいと思う。

（中路議長）

- ・「極めて困難な場合は」という肉がついている。「速やかに」はその通りであるが、常識であって、だから、私はこれでいいと思う。

（上谷委員）

- ・私は第1回目から話しているとおり、分類の仕方が少し荒いと思う。大学、社会福祉施設等と私たちの業界（18歳未満が入れない、風営法で適応の商売）と同等に考えていいものか。

(中路議長)

- ・もし、その2つを分けた場合、1つには「速やかに」が当然入ると思うが、もう1つに3団体が入るとすれば、この文章でいいのか。

(上谷委員)

- ・私は、敷地内禁煙、建物内禁煙という言葉が難しいと思う。

(中路議長)

- ・上谷委員、それには矛盾はないか。例えば、大学、病院はもっと厳しくして、そうでない場合は、3団体はもっと緩くしてということか。

(上谷委員)

- ・そうである。

(中路議長)

- ・皆さん、いかがか。

(福士委員)

- ・今の話の感じでいい。分類が変わってくれば、公共性が強いところと民間性が強いところで文面が変わってくると思う。

(中路議長)

- ・私とすれば、変わったとしてもこの文章。それから公共施設になれば、もっと強い文章になると思うが、それでいいのか。

(福士委員)

- ・はい。

(上谷委員)

- ・商店には個人商店や会社などがあり、一緒にして敷地内禁煙を目指すと言っても構造上の問題などもあり、できない施設もある。その辺も汲んでほしい。

(今委員)

- ・中路先生が出した修正案は、私ども3団体に関してはこの文章で私はいいと思う。ただ、娯楽施設と宿泊施設が公営的な部分のところに入っているの、これだけは我々と同じような立場にしてほしい。

(中路議長)

- ・簡単に言えば、公的なものと、皆さんのところを分けた場合、私が示した文章は、皆さんのところに当てはめる。病院、市役所等はもう少し厳しい言い方(「速やかに」を文章に入れる)にする。

(中路議長)

- ・上谷委員、これでどうか。

(上谷委員)

- ・業界としては、敷地内禁煙、施設内禁煙というのは非常に重いというのが100%の意見だったので。

(中路会長)

- ・目指すことを求める、目指すことが望まれる。つまり、これはガイドラインだから。

(上谷委員)

・ガイドラインの先には何があるのか。

(中路議長)

- ・(弘前市の指針の) 特徴は、法律で物事を何でも決めてしまうのではなくて、皆さんのコンセンサスで得たガイドラインについて、各人が力を結集してやっていくことで、減煙ができないといけないと思っている。それができなければ、ひよっとすれば、それが規制という話になるわけだと思う。ただ、今は全然そういうことは考えていない、私自身は。おそらく市長もそうだと思う。
- ・これをガイドラインとして求めることによって、我々がいろんな対策をとっていかないといけないということが我々に求められている。それができなかった時は、市長がやる気ならば、条例という話にならないとは限らない。私には全然その頭はなくて、他所の条例は突然ルールができて決まるというもので、弘前とはちょっとスタンスが違う。ここで防波堤をしておかないと、次はズルズルと条例までいくということを言いたいのか。これについて、市長はなんと話しているのか。

(竹内健康福祉部長)

- 先程の 24 ページの表についてお話ししたい。多数のものが利用する施設は、あくまでも子供から老人まで多数のものが利用するという考えで一括りにした表で、ここからまた抜くという話になると、子供が使わないとか、子供が使えとかの分類もしていかなければならないため、分類上は今のままで、子供から老人まで誰でも使える、多数の者が利用する施設だという表示になることを皆さんにわかってほしい。

(中路議長)

- ・というのが市役所の考え方。公共施設にとっては本当は緩いのかもかもしれないが、これも一つの目指す姿でもあるので、これでもいいのかなという気持ちはある。ただ、上谷委員が言うように、これでも厳しい、いずれはその先に、もっときついことが待っているだろうという風には考えていない。今は、このガイドラインを決めるということが、我々に求められているところ。指針は、全然違います、条例とは。

(上谷委員)

- ・私は業界代表で来ていて、業界に持って帰った時に色々ある。ここはやはり、代表で来ているので。あくまでも反対。

(鳴海委員)

- ・このままだと平行線では…。

(中路議長)

- ・相当妥協して、我々も修正案を出したつもり。先程、佐藤委員がおっしゃるようにどっちもわかるという気持ちはあるが、それを乗り越えるために集まってやっている。持ち帰り、全てのことを諮るわけにいかない。委員はある程度のことは任されているという考えでみなさん代表をしていると思う。

(中畑委員)

- ・ガイドラインなので、拘束力も何もない、この先に何があるのか、何年後に(条

例が) くるのかはわからないが、その時にその代表の方がみんなを集めてやればいい。あと 1 年後か 20 年後かわからないが、そうなった時にまた考えよう
でいいのでは。

(中路議長)

- ・ガイドラインは、ここから一旦離さないといけない。今はこのガイドラインを
いかに作るか、いいものを作るかということ。やはり 1 つの目指すべき姿がな
いと特に喫煙問題はうまくいかない。

(上谷委員)

- ・「速やかに」以降をはずした場合、何が駄目なのか。段階的に受動喫煙防止対策
を講じていくということでは。「敷地内禁煙、建物内禁煙」は、絶対入
れないといけないのか。

(中路議長)

- ・逆に、なぜそれがあつたら駄目なのか。

(上谷委員)

- ・事業者、店、個人商店いきなり「全面禁煙を目指します」とやって、指針だ
からといって、それを守らないとなると、かえって恥ずかしいと思う。

(中路議長)

- ・目指すべき姿にはもう少し具体性があつた方がいい。目指すべき姿や、ある程
度のゴールというものなど。そこに行くか行かないかはまた別としても。アメ
リカもイギリスも 10% の人は吸ってる訳で、そう簡単にいく訳はない。特にこ
こは日本一の喫煙県。やはりそういうものがないと、今後の活動につながって
いけないと思う。ただなんとなく上を向けばいい、ちょっと先にすすめればい
いというようなぼんやりとした感じでは弱い。

市としては、条例化については考えているのか。

(事務局)

- 市としては、ガイドラインという形で市及び事業者、関係団体の規制による
形ではなく、自主的な、自発的な取組を少しでも促していきたいと考えている。
まずはこの指針の目指す姿を共有し、それぞれの実態に応じて、まずは取組
むことを現実的にそれぞれが主体性をもって進めていくために、指針を普及・
浸透させていきたいと考えている。その結果として、指針の効果もしくは成果
が、どうであったかということの当然評価しないといけない。その評価の先に、
条例というものの制定が必要なのかどうかは、その後から出てくる話だと思
う。現時点では、まだ指針ができていないため、条例化を目指すということ
は市としては考えていない。

(中路議長)

- ・健康問題は、結局一人一人の問題だから、基本的には上からくるものではなく
て、一人一人が賢くなって、行動に移して初めて健康になると思う。ただし、
ある程度ルールが必要だという人もいる。色々な現状があるが、市民の健康
のために、我々ができる範囲で、どういうことをやろうかとここで考えている。
しかも、経済的な損失もあまり被らない形でやろうと。具体的には、今から色々

と話し合い、ステッカーをどうすればいいとか、鍛冶町に人を集めるにはどうすればいいかということも含めて、喫煙対策の一環として考えていかなくてはいけない問題と思う。まずは、目指すべき姿として、このガイドラインをこの形で認めていただければありがたいと思っている。上谷委員、うんとはいってこないのか。

(上谷委員)

- ・私は反対。もうそこだけ。

(中路会長)

- ・3団体のなかで一番厳しい立場にあるのはよくわかる。でも、これはあくまでガイドライン。何度も言うが。罰則も何もない。ただ、まち全体とすれば、こういうところを目指したいということ。今日決められないのであれば、持ち帰って、皆さんの意見を聞いてということになる。でも、上谷委員が持って帰ったら、おそらくまた反対になると思う。
- ・どうするか。多数決で決めるというのは本意ではないが、どうしても決めなくてはいけないのかなという気もする。しかし、皆さん賛成のもとで決めたい。なぜなら、ガイドラインの趣旨がそうだから。ガイドラインは、人を規制するのではなく、目的があってそこに向かっていくということが弘前のガイドラインの目指すべき姿。そこにはやっぱり我々が本気になって、本当に心を解け合っていないといけない。

どうするか。もう一回（協議会を）やるか。あるいは、私が上谷委員の団体と話し合いに説明に行くか。絶対反対と言われると困ってしまうが…。何度も申し上げるように、このガイドラインは法的拘束力はない。私とすれば、これは一つ目指すべき姿だと思っている。健康というものは結局一人一人が取り組まないと何の意味もない。親から貰うものでもないし、規制されるものでもない。たばこも基本的にそうだと思うが、たばこには、受動喫煙という問題がある。これは少し他の健康問題とは違うと思っている。今回ガイドラインを作ることで、このメンバーで今後どうしていけばいいのかまで考えたいなど。具体的にどういうことが出来るのかということまで考えていきたい。そういう趣旨からすれば、一団体がすごく反対するのであれば、なかなかこれは出来がたいと思う。現状では、上谷委員が話していることをどうしていくか。次にもう一回（協議会を）やり、上谷委員の団体と私が交渉するか、もしだめだったら、このまま押し切ってやらざるを得ないのか、あるいは、これは作れないということになるのか。しかし、このガイドラインを作らないということのデメリットも本当に真剣に考えてほしい。もちろん立場も分かるが。そうでなかったら、いつまでも青森県の健康レベルは全国に負け続けると思う。これは青森県民の沽券に係わる問題というか、本質的な問題に関わってくると思う。

- ・上谷委員は反対で、これは作らなければいいということだね、簡単に言えば。

(上谷委員)

- ・そうではない。目指すのはいいが、民間施設だけはこの最後の文章を外してほしい。そこだけ。私が妥協してここでOKとなった場合、やはり業界に対して

の示しが付かない。反対だったら反対で、直せないなら直せないということになるのではないのか。

(中路議長)

- ・そういうことだが、出来るだけ賛同を得て本当はやりたい。私としては、上谷委員にそれほど迷惑をかけるものと実は思っていない。ただ、先ほど言ったようなことで、これは一つのあるべき姿を示しているもので、条例化も考えてないし、義務でもない、罰則もない、ということで、これは是非認めていただき、この案は通してほしいというのが私の考え。
- ・事務局、どうなのかこれ。1名でも反対したらできないのか。それは委員長の裁量になるのか。上谷委員の言っていることをもう少し取り入れるという手もないわけではない。最後の文言を取ってしまったら…どうか、例えば。皆さんの団体に限って。先程竹内部長から話があったように、組織を分けるとまた難しい話になる。だから最低ラインの文言を認めてほしい。上谷委員、どうか。

(上谷委員)

- ・このままだと平行線だと思う。

(事務局)

- 今、上谷委員からの具体的な案について、これをまた持ち帰ってとする以前に、上谷委員のご意見に対する皆さんのご意見はどうか。

(中路議長)

- ・それは大体皆決まっている。上谷委員の意見は上谷委員だけの（意見）。今のところは。この3人の方もそこは違っている。なぜなら、上谷委員が、おそらく一番厳しい所にいるということだと思う。もう何度やっても同じというなら、ある程度委員長の裁量で決めなくてはいけない面もでてくるのかと思うが、皆さんどうか。

(※委員発言なし)

- ・それならば、今日は一応預かりにさせていただき、上谷委員とももう少し話するが、他の皆さんはこの新しい修正案で一応受けていただけるということでしょうか。

(※異議なし)

- ・それでは、上谷委員とどこか妥協点が出来ないか少し諮らせてもらい、その結果を皆さんにまたお知らせする。余程の事がない限りは集まらなくても、近い将来に結論を出すという事で。それしか今日は妥協点が見つからない。それでよいか、竹内部長。

(竹内健康福祉部長)

- ・はい。会長が話した通り、まずは預かりという形になる。次もまた皆さんにお話していきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

(2) その他

➤協議会の今後の予定について：事務局説明

3 その他

➤「世界禁煙デー2016記念フォーラム in 弘前」について（「弘前市におけるたばこの健康被害防止対策の取り組みについて」発表あり）：事務局説明

4 閉会